

## 第 507 回 福井地方最低賃金審議会 議事録

1 日時 令和 5 年 10 月 24 日（火）午前 10 時 00 分～午前 11 時 00 分

2 場 所：福井春山合同庁舎 14 階 福井労働局会議室

3 出席状況：参加者 14 名、欠席 1 名

公益代表委員 新宮会長、井花委員、上野委員、坪川委員、（岡崎委員欠席）  
労働者代表委員 九野委員、小林委員、玉川委員、山田委員、山本委員  
使用者代表委員 江端委員、酒井委員、豊嶋委員、中山委員、山埜委員  
事務局 田原労働局長、青木労働基準部長、木村賃金室長、川口室長補佐  
富田賃金係

4 議 題：

- (1) 令和 5 年度福井県特定最低賃金の改正決定について（答申）
- (2) その他

5 資 料

次第、福井県最低賃金審議会委員名簿、事務局名簿

配布資料（福井県繊維機械、金属加工機械製造業最低賃金の改正決定に関する報告書）

参考資料（令和 5 年度 特定最低賃金 審議会（専門部会）審議日程（案））

6 議事

○新宮会長

ただいまより、第 507 回福井地方最低賃金審議会を開催します。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきありがとうございます。

本日は、傍聴希望者が 1 名おりますことを御報告します。

最初に、定足数の確認を事務局よりお願いします。

○川口室長補佐

本日は、公益代表の岡崎委員から所要により欠席される旨の連絡をいただいております。出席者は 14 名で、全体の 3 分の 2 以上、各側 3 分の 1 以上の方に出席していただいております。本審議会が有効に成立していることを報告します。

○新宮会長

それでは、議題（1）の「令和 5 年度福井県特定最低賃金の改正決定について」です。

本件については、専門部会を設けて 2 回審議しています。審議の経過及び結果について専門部会の部会長から報告します。

○新宮部会長

専門部会では10月5日、10月16日の2日間にわたり審議を重ねてきました。

労使双方と協議を重ね、労働協約の最低賃金額や、福井県最低賃金と比較した上での優位性の推移、当該産業における賃上げ率、本年度の福井県最低賃金の改正を踏まえた影響率や支払い能力、昨年度の特定最低賃金の審議経過等を勘案し、議論をしました。

ここ数年、特定最低賃金が議論のそ上にものる状況を作ることが、なかなか難しい状況が続いています。

特に、コロナ禍の経験が大きな転換点になったかもしれませんが、その時以来、テーブルについていただけないという状況が続いております。

その中で、私の個人的な判断もあり、特定最低賃金の審議が行える状況を作ること重点をおいて議論を進めてまいりました。

そうした経緯もあり、専門部会では特定最低賃金の必要性の有無に話がいきがちとなり、金額審議が難しい状況にありました。

我々としても、特定最低賃金の意義について議論することになっておりますので、改めて皆さんと議論を深めてまいりたいと思います。

今年度は40円という地域別最低賃金の目安に対して、43円を提案し、結審した経緯もあり、地域別最低賃金の引き上げのインパクト等を勘案し、特定最低賃金について議論をするという状況から始まりました。

その中で、労働者側からは、特に影響率等を勘案して、最も影響率の低い、ちょうど転換点が961円でしたので、当該金額まで引き上げてほしいという御主張でした。

使用者側からは、地域別最低賃金がここまで上がっている中で、テーブルにつくこと自体が一つの譲歩であり、1円、2円の上げ幅が最大限許容できる金額であるという御主張でした。

我々としては、途中から特定最低賃金がそもそも必要ではないのではないかという議論になりがちなところもあり、また、私自身が一業種でもテーブルについてもらうために使用者側に無理を言ったという経緯もあって、金額としては低調ではありましたが、2円という引上げ額を提示し、公益側と使用者側の賛成で、933円で決着した次第です。

具体的には採決において賛成が4人、反対3人、引上げ額を18円とし、福井県最低賃金を2円上回る933円で結審しました。

本件に関して、御意見がありましたらお願いします。

## ○九野委員

本審議会の採決に入る前に、当該専門部会に出席した立場として、一言お話しさせていただきます。

新宮先生の方から細かに専門部会の状況について、公益の立場でお話しされたと思います。私自身は、労働者側の立場で参加する中で感じていたことがあります。

必要性審議の時点で、使用者側の皆さんに英断をいただき、どうしても必要性の有無の確認が手続き上求められることから、必要性ありとの決断に至っていただいたことに非常に感謝しております。

ただ、金額審議に入った時には、水準や他県の状況、景況感、影響率を含めて、本来、当該産業として、どの水準に設定することが望ましいかという議論をしていき

いと、私どもとしては感じております。

ただ、使用者側の考え方があり、そういった状況に至らないということは、ある意味仕方ないのかなと思いますが、当該産業にとって、どの金額水準に設定するのかということを、労働者側、使用者側、それぞれ産業を代表し、それぞれの立場で議論を尽くして至る結論にもっていけなかったことは、参加した立場として消化不良というか、もう少し何かできなかつたかなと感じています。

本件は、これで結論が出ると思いますが、今後の議論、地域別最低賃金も含めて真摯に向き合わなければいけないと思っています。

使用者側としても、労働者側の思いがあるところを受け止めていただき、金額審議がお互いの納得いく形で最終的な結論に到達できるのかということ、是非協議していただきたいと思っています。

○新宮会長

使用者側からは何かございますか。

○江端委員

新宮先生の方でまとめていただき、採決に至ったというところです。

九野委員のお話は御意見として、承っておきたいと思っています。

○新宮会長

特定最低賃金は、労使のイニシアティブで議論をしていただきます。

労使のイニシアティブということでは、九野委員がお話のように、データや状況についての議論がなされた上で結論に至ることが最も望ましいと思います。

その条件について基本的なコンセンサスを得ることが本審議会で難しい状況にあり、公益としてもうまくやれていないという反省点を感じています。

今後については後で意見を述べますが、今年度については、公益として使用者側に賛同して2円引上げで、専門部会では採決に至りました。

いろいろな思いもおありだと強く思うところです。

公益からは何かございますか。

(意見なしを確認)

○新宮会長

それでは、採決に入りたいと思います。

この会議は原則公開となっておりますが、公開することにより、率直な意見交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、会長は会議を非公開とすることができるとされています。

大変恐れ入りますが、傍聴人の方は採決を終了後に再度お呼びしますので、退室をお願いします。

(傍聴人の退室を確認)

○新宮会長

それでは、採決に移りたいと思います。  
専門部会報告のとおり改正決定することを提案します。

賛成の方は挙手をお願いします。(8名)  
反対の方は挙手をお願いします。(5名)

ありがとうございます。  
採決の結果は、賛成8名、反対5名ということで、賛成多数により、専門部会報告のとおり決定します。  
局長への答申文ができるまで、休憩します。

(休憩)

(傍聴人の入室を確認)

○新宮会長  
それでは、答申文を事務局で朗読して下さい。

○木村賃金室長  
(答申文の朗読)

○新宮会長  
ただいまの答申文により答申することとします。

(新宮会長、田原局長が中央に進み、答申文を新宮会長から田原局長に手交)

○木村賃金室長  
ありがとうございます。  
ここで、田原労働局長から一言御挨拶申し上げます。

○田原労働局長  
福井労働局の田原です。  
これまでの御審議で、特定最低賃金の改正決定につきまして答申いただきましたことを御礼申し上げます。  
公労使の皆様方の真摯な御議論の結果、繊維機械、金属加工機械製造業について、時間額933円に改正する旨答申いただきました。  
皆様の御尽力に改めて感謝、御礼申し上げます。  
答申いただいた改正額については、効力発生に向けて速やかに手続きを進めてまいります。改正後の特定最低賃金の周知と履行確保につきまして、あらゆる機会を通じて万全を期してまいります。  
さて、福井県の地域別最低賃金は、今年、時間額931円、43円のアップということで、10月1日から発効しています。

本年度の地域別最低賃金の答申に際しましては、当局として賃上げしやすい環境の整備に取り組むよう、本審議会からも求められてきたところです。

そこで当局としましては、関係団体の皆様方とも連携し、福井県最低賃金の改正に合わせ、キャリアアップ助成金、賃金規定等改定コースや業務改善助成金の利活用を促進し、非正規労働者の処遇改善支援や生産性向上の取り組みを通じて、賃上げしやすい環境の整備に努めてきたところです。

また、賃上げしやすい環境の整備をするためには、労働局のみでは力不足の面もございます。パートナーシップ構築宣言や低利融資などの企業支援を行う福井県庁など関係機関との連携が不可欠と考え、本年9月4日に近畿経済産業局、福井県庁、県内の労使団体、金融機関計11機関とともに、適切な価格転嫁及び継続的な賃上げに向けた機運醸成、経営環境の整備等を柱として、ウェルビーイング社会の実現に向けた共同宣言を採択し、社会的気運の情勢を図ってきたところです。

これらの取組により、キャリアアップ助成金、賃金規定等改定コースの利用状況については、助成金利用のための計画書提出件数が令和4年度は1年間で15件、令和5年度は上半期の9月までに117件で、非常に多数の計画作成提出件数でした。

また、業務改善助成金についても、令和4年度は1年間で109件、令和5年度は上半期までに144件となりました。

県内の多くの企業が非正規労働者の処遇改善、生産性能の向上による賃上げ促進に取り組んでいただいたところです。

本日答申いただきました特定最低賃金を含め、福井県内の全ての事業者、労働者の方々に最低賃金を引上げるための支援策の周知を今後とも努めてまいりたいと思いますので、皆様方には引き続きの御協力をお願い申し上げて、簡単ですが、特定最低賃金改正決定の審議終了にあたっての挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

#### ○新宮会長

ありがとうございました。

ここで、専門部会の議論を踏まえて、改めて今回の審議あるいは今後の特定最低賃金の在り方について、会長として御意見を申し述べさせていただきます。

今回の結論につきましては、公益の中でも大きく意見が分かれている状況です。

当該判断に至ったことについて疑念もあります。

何よりも議論がすぐに本質論にいきがちですが、私たちは、4つの制度について一つ一つの情勢を審議する。この段階では全会一致でなければ審議を行えるか否かを決められないという非常に強い制約の中で審議をすることになっています。

その意味では、全会一致という要件の中で、反対されるにはそれなりの重みがあると思っています。

私自身の経験から、コロナ禍以前においては、いろんな御意見があり、特定最低賃金はもういらぬという意見も確かにありました。

しかし、その本質論に固執するのではなく、これまでは一つ一つの業種について必要性の有無を、データ等を交えて議論しながら決めていったように思います。

このことは、何業種が実現するかどうかというモードに私自身も強くこだわりすぎて、一業種でもテーブルについてもらうということを優先しすぎたことは、私の独断

専攻の面があったと思います。

願わくば、一つ一つの業種について慎重に議論し、形式的にだけではなく、中身について議論し、皆様の適切な判断を仰ぎながら、専門部会が開催できる状況を改めて作り直せないかと思っています。

必要性の審議については、労働者側にお願いし、小委員会を設けるとか、何とかテーブルについていただく方法はないかといろんな方法を試みてきました。

基本的には、局が提出する共通の資料と、使用者側、労働者側から提供される資料に基づいて必要性を審議してきました。

今回は、労働者側から申し出の根拠となった数字等について丁寧に説明いただきました。ただ、一方的な説明だけになってしまっていたことは非常に残念でした。

労働者側が上げる必要があるか否かについて説明したことに対して、使用者側の方からいろんな質問や議論があり、議論に基づいて必要性があるのか、ないのかということが議論できる状況を構築していかないと、不正常的な状態が今後も続いていくのではないかということ強く懸念しています。

特定最低賃金の存在理由につきましては、今後 11 月 30 日に議論していただくことになると思います。

その場合にも中央最低賃金審議会で行うような議論を本審議会で行っても仕方がないと思います。福井で、なぜというところに十分答えられるような議論をしたいと思っております。

福井において、なぜ特定最低賃金が必要なのか、必要でないのかということをお互いに議論できるような形にしたいと思っています。だから、改めて業種ごとに必要性があるのか、ないのかという議論も含め、協議してもよいかなと思います。

今回は必要性なしという議論をしたわけですが、それぞれの立場から改めて根拠をお示しいただくなどして、今後、来年以降を考えたときに、特定最低賃金の議論をきちんとやれるような状況づくりができればいいかなと思います。

もちろん本質的な議論もしていただけたらいいかと思いますが、ここでどうこう言ってもしょうがないところを延々と言い続けても、福井県の審議会としての議論は進められません。

そのあたりについては、労使双方とも、福井県にとっての賃金の水準の望ましさといえますか、適切性について議論ができればいいと考えています。是非、上記の運営に御協力いただけるとありがたいと思っています。

私の個人的な意見としては、福井県の最低賃金はそんなに高いとは思えない。

できれば特定最低賃金が、最低賃金をけん引することによって、実質的な賃金、表面的にとどまっている賃金ではなく、最低賃金より高い特定最低賃金以外意味がないと思いますが、福井県の加重平均が上がるような状況を実現していくことが求められているように思います。

このまま他県に比べて停滞している状況が長く続くと非常に見劣りすることを強く懸念しています。そうしたことは社会的影響力にも関わることで、単に現況の労働者の状況、事業者の状況だけを考えるのではなく、福井県全体の賃金の在り方を考えるという中で御議論いただかないと実現するのは難しいのではないかと思っています。

もちろん現況を踏まえて、それを支える社会的データを踏まえて考えていただくと

同時に、福井県としての望ましい賃金水準は何かということについて改めて考え、議論していただけるとありがたいと思っています。

なかなかそれを進めていく上で私自身も十分に役割を果たせずに、忸怩たる思いでおります。御批判とかあると思ひまして、それについては甘受するつもりですけれども口で言うだけではどうしようもないので、できれば11月30日の議論が実り大きいものになるように皆さんで御協力をお願いしておきたいと思う次第です。

よろしく願いいたします。

それでは議題の(2)の「その他」に移ります。

委員の方から何かございますか。

○玉川委員

11月30日の議論に際して、資料を用意する必要はありますか。

○新宮会長

今回の特定最低賃金の機械業種に関わる部分については、結審状況や引き上げの有無、労使の合意状況などについて確認したいと思ひます。各府県の状況について結審後は公開可能ですか。

○木村賃金室長

はい。

○新宮会長

共通データとして過去の何年か分をお願いしようと思ひます。

例えば、今年度のそれぞれの業況判断のデータは、すでに皆様お持ちですので、審議会当日に持ってきていただき、場合によってはその部分の議論に立ち入る場合もあると思ひます。

特に影響率の評価について議論するとき、手元に資料がないと困ります。是非もう一度お伺いしたいと思ひます。

次に、当該審議会では、例えば決議を出すケースもあるかもしれませんので、一応録音し、議事録を残すことは考えています。

しかし、運営に際しては懇談会形式で率直な議論をしていただき、何か言っではまずいかいようなところは、適宜議事録に残さずに、相互に率直な意見交換ができると望ましいと考えています。公益側においてもそれぞれ意見が違いますので、自由に言えるような状況を作れば良いと思ひます。よろしいでしょうか。

次に事務局から何かございますか。

○木村賃金室長

本日は配布資料と参考資料とお配りしています。

配布資料は、答申いただきました専門部会の報告書の写しを入れてあります。

皆様にお配りした資料には、専門部会の採決状況が○×で記されていますが、公開をさせていただく資料では黒塗りにさせていただきますので、御承知おきください。

次に、参考資料の審議日程について、2点ございます。先ほど答申いただきました特定最低賃金につきましては、本日より申出に関する公示を行わせていただきます。公示期間は11月8日（水）までの15日間で、春山合同庁舎正面の掲示板に貼り出すとともに、当局ホームページへの掲載を実施します。

異議申出がなされた場合には日程表のとおり11月10日（金）午前10時から開催予定の第508回の審議会を異議審として実施しますので、日程の確保の方、よろしくをお願いします。

なお、異議申出がない場合につきましては、同審議会は開催しません。開催の可否につきましては前日の11月9日（木）の午前中にメール及び電話連絡により、委員の皆様にご連絡させていただきますので、日程の確保の方、御協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、本年度開催を予定しております、福井県における特定最低賃金制度の意義について御議論をいただく審議会につきましては、できるだけ多くの委員の御出席を確保したいと考え、当初11月10日の異議審で行うことで調整しましたが、再度の日程調整となり、お手数をおかけしたところです。

その再度の日程調整の結果、11月30日（木）午前10時から、場所は春山合同庁舎1階の第1共用会議室で開催する予定としております。こちらの日程の確保についてもお願い申し上げます。

次に509回、11月30日同審議会の時間は、午前10時から正午までの2時間を予定しています。2時間の内訳は、まず事務局から少し御説明をさせていただきますが、できるだけ短くさせていただきたいと考えています。その際、最低賃金決定要覧をお手元に御準備いただきたいと思います。その後、90分程度から、もう少し時間をとって協議時間を想定したいと考えています。審議時間について御確認いただきたいと思います。事務局からは、以上です。

#### ○新宮会長

事務局からの説明について何か御意見、御質問はございますか。

11月30日の審議会では、まず事務局から御説明いただき、それらにもとづき議論していくと、お互いに論点として取り入れるべきことをそれぞれ御自由に定義いただいてもいいかなと思いますので、是非、福井県の審議会としての立場でどういうふうにやっていくのが好ましいかということについて議論を深めればと思います。

もし何かそれぞれで御用意いただく資料等がありましたら、御用意いただけるとありがたいと思います。

日程等を含め御意見はございますか。

（意見のないことを確認）

#### ○新宮会長

本日の審議会は閉会とします。

（閉 会）